

売却仕様書

第1 総則

この仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が売却する奈良県消防防災ヘリコプター機体及び装備品等一式について、必要な事項を定める。

第2 売却物件の品名及び数量

奈良県消防防災ヘリコプター「やまと2000」
(登録記号：JA20NA 型式：ベル式412EP型)
機体及び装備品等一式

第3 保管場所（引渡場所）

奈良市矢田原町2446番地 奈良県ヘリポート内
奈良県警察航空隊格納庫

第4 引渡し及び搬出

売却物件の所有権は、売買代金が納付された時に移転することとし、引渡し及び搬出は所有権移転後の指定する日に保管場所において行う。

なお、売却物件は現況のままで引渡し、下記第6の添付書類と現況が相違している場合は、現況が優先する。

第5 売却条件

- (1) 買受人（以下「乙」という。）は、売買代金納付後、航空法等に規定されている移転登録又は抹消登録所定の手続きを行い、その結果が確認できる書類を奈良県（以下「甲」という。）に提出すること。また、移転登録又は抹消登録完了後、航空機の識別版を外し、甲に返却すること。
- (2) 乙は、航空機の移転登録及び電波法等に基づく免許申請を行い、乙名義の航空機登録証明書及び無線局免許状を受理するまでは航空機としての運用をしてはならない。ただし、日本国外での運航にあっては、当該国の法律等に準拠した場合はこの限りではない。
- (3) 売却物件の輸送は陸送により行うこと。また、輸送に要する一切の費用は乙の負担とする。
なお、下記（11）に記載する表示が見えないようにして輸送すること。
- (4) 売却物件の搬出に係る手続及び作業は、全て乙が実施すること。
- (5) 売却物件には放射性同位元素を含む非常口表示板が搭載されているため、乙は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく手続きを行うこと。
- (6) 機体に搭載しているヘリテレ機上設備一式（赤外線カメラ防振装置 AEROEYEⅢ含む）、消防救急デジタル無線機、動態管理システム一式は、引渡前に奈良県が撤去するため、売却物件には含まれない。
- (7) 機体の耐空性維持のための、航空局、メーカー等の技術資料の管理その他の技術管理業務

は、本契約への切り替わりまでは、甲が行うものとする。

(8) 売却物件は、現状のまま引き渡す。

(9) 契約締結後の契約不適合責任は負わない。

(10) 保管場所での改造・修理・解体等の作業は認めない。ただし、搬送に必要な機体の解体及び梱包に係る作業、(11)に掲げる機体の表示を削除する作業はこの限りでない。この場合、事前に奈良県防災航空隊（奈良市矢田原町2450番地 奈良県ヘリポート内）と打合せのうえ実施すること。

(11) 乙は、機体に表示（塗装）されている次の表示をすべて削除し、本契約締結後、別途指定する期日までにその履行状況が確認できる書類（写真等を含む）を提出すること。

ア 「奈良県」及び「奈良県章」

イ 愛称「やまと2000」

ウ 登録番号「JA20NA」

(12) 前各号に係る経費及びその他契約後に生じる経費については、乙の負担とする。

(13) 機体等が存置されている奈良県警察航空隊格納庫への立ち入りにあたっては、奈良県防災航空隊に事前に連絡し、指示に従うこと。

第6 添付書類

(1) 航空機登録証明書

(2) 耐空証明書

(3) 運用限界等指定書

(4) 航空機現況表

(5) 航空機経歴表

(6) 耐空性改善通報実施状況表

(7) 主要装備品履歴簿

(8) 故障品・予備品・活動装備品・備品一覧

(9) 機体写真